

泉町浄水場
次亜塩素酸生成装置酸洗浄

仕様書

令和 8 年度
門真市環境水道部

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、泉町浄水場次亜塩素酸生成装置酸洗浄に適用する。

2 仕様書に記載されていない事項については、発注者との打合せによるものとする。

(業務内容)

第2条 業務内容を以下に示す。

(1) 名称：泉町浄水場次亜塩素酸生成装置酸洗浄

(2) 場所：門真市泉町7番23号 泉町浄水場内

(3) 期間：契約締結日から令和9年3月31日まで

(作業日)

第3条 受注者は契約締結後、速やかに発注者と作業内容、作業範囲について十分な打合せを行い、現場確認を実施し、充分状況把握をした上、作業に着手すること。

2 打合せ事項についてはその都度速やかに議事録を作成し、発注者に提出すること。

(法令等の遵守)

第4条 受注者は本作業に関係する法令、条例等を遵守し業務を行うこと。

(安全管理)

第5条 受注者は作業に当たって現場内の整理整頓は勿論、常に事故防止に細心の注意を払い、労働安全衛生法等を遵守し、公衆及び従業員の安全を図らねばならない。

2 既存施設に近接して作業をする場合は、予め保安上必要な処置、緊急時の応急処置について協議し、これを遵守しなければならない。

(公害の防止)

第6条 毀損物件への補修及び騒音、振動、濁水、交通等による一般的損失に係わる補償は受注者の責任において行うものとする。

(施設の保全)

第7条 受注者は、既存構造物を汚染または損傷を与えたときは、速やかに発注者に報告し、受注者の責任で復旧しなければならない。

(提出書類等)

第8条 受注者は以下の書類を提出すること。

(1) 作業報告書 2部(原本1部)

(機密)

第9条 受注者は、本業務により得た事項等を発注者の承諾無しに外部に公表しない

こと。

(保証)

第10条 保証期間は、検査合格日から1年間とする。なお、保証期間中に、受注者の責任に帰すべき原因による故障が発生した場合は、発注者が指定する期間内に、受注者は無償で、取替、または修理を行うこと。

(疑義の解釈)

第11条 本仕様書等に疑義が生じた場合は、原則として発注者の解釈によるものとするが、発注者と協議の上、指示に従うこと。また、本仕様書に明示していない事項でも設備機能上、必要なものは、受注者において修理しなければならない。

(検査及び試験)

第12条 受注者は、発注者立会いの上、検査を受けなければならない。

2 受注者は、検査のため必要な資料の提出、その他の処置については発注者の指示に従わなければならない。

(1) 動作確認検査

(衛生管理)

第13条 受注者は、泉町浄水場内において1ヵ月間に5日以上作業する者に検便検査を行うこと。

2 検便検査項目は、赤痢菌、腸チフス、パラチフス、病原性大腸菌O-157、サルモネラ菌の保菌検査を行い、受注者はその医療機関等の発行する成績書を作業開始する日までに提出すること。

3 発注者が水道法上必要と判断し、臨時に検便検査を求めた場合は、受注者は検便検査を実施し、成績書を提出すること。

(作業内容)

第14条 受注者は、次の作業を行うものとする。

(1) 酸洗浄を行うために電解槽に接続されている配管等を取り外す。

(2) 次亜塩素酸装置の電解槽内の酸洗浄を行う。

(3) 電解槽内を洗浄するために取り外したパッキン等の消耗部品を交換すること。

(4) 洗浄後、電解槽・配管を正しく組立て漏液がないことを確認すること。

(5) 試運転を行い、電流・電圧・各流量・濃度 及び異音異臭がないことを確認すること。

(廃液の処理)

第15条 作業で使用した廃液については受注者が責任を持って処理すること。

(その他)

第16条 その他注意事項を以下に示す。

(1) 作業は、平日午前9時から午後5時とする。